

隊友会新聞 26年10月号記事

公的年金制度（7）

老齢年金の一つである退職共済年金について

今回は、公務員であった人達のための退職共済年金を取り上げます。

Q 自衛隊を定年退職した昭和29年5月生まれの者です。退職共済年金の仕組みについて簡単に説明して下さい。

A ご質問者は、平成27年5月に61歳を迎え6月から退職共済年金の支給が開始されます。退職共済年金の仕組みは次のようになっております。それぞれについて簡単に解説します。

特別支給の退職共済年金		本来支給の退職共済年金	
6X歳		65歳	
本人	職域加算額	加給年金額	職域加算額
	厚生年金相当額		厚生年金相当額
	定額部分		老齢基礎年金
配偶者		65歳	老齢基礎年金

① 「特別支給の退職共済年金」と「本来支給の退職共済年金」について

退職共済年金は、老齢厚生年金と同様に昭和61年の法律改正により支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられました。

支給開始年齢を一挙に60歳から65歳に引き上げるのは不公平であることから20年をかけて段階的に65歳に引き上げることとされました。この段階的に引き上げられている年金を「特別支給

の退職共済年金」といいます。そして 65 歳から支払われるのが「本来支給の退職共済年金」と呼んでおります。

② 特別支給の退職共済年金の支給開始年齢

昭和 28 年 4 月 1 日以前生まれの人の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢は 60 歳でしたが、昭和 28 年 4 月 2 日以降生まれの方の支給開始年齢（6X 歳で表示）は次のとおりです。

生 年 月 日	支 給 開 始 年 齢
昭和 28.4.2～昭和 30.4.1	61 歳
昭和 30.4.2～昭和 32.4.1	62 歳
昭和 32.4.2～昭和 34.4.1	63 歳
昭和 34.4.2～昭和 36.4.1	64 歳

③ 職域加算額

昭和 61 年 4 月の基礎年金制度の導入と同時に創設された年金制度で退職共済年金特有のものであります。

再就職の制約等公務員の特殊性、民間における企業年金等の普及による三階建ての年金制度が幅広く確立されていることなどが考慮され創設されました。

④ 厚生年金相当額

老齢厚生年金に相当する部分で、計算式も老齢厚生年金とほぼ同じです。

⑤ 定額部分

昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日生まれの人に生年月日に応じ支払われておりました。現在は、組合員期間が 44 年以上の人及び障害等級 3 級以上の人が該当します。

⑥ 老齢基礎年金

日本年金機構から支払われます。詳しくは「身近な法律 6 月号」をご参照下さい。

⑦ 加給年金額

加給年金額は、組合員期間が 20 年以上ある退職共済年金の受給権を有する人によって生計を維持されている 65 歳未満の配偶者や子がいるときに加算されます。詳しくは、平成 27 年 2 月号で取り上げる予定です。

今回は、「老齢（退職）年金の請求」を取り上げます。